



県章

群馬県報

平成25年
4月30日(火)
第9092号

目次

ページ

告示

- 個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示の一部改正(税務課) 2
- 保安林の指定施業要件の変更予定(森林保全課) 2
- 同 3

公告

- 特定非営利活動法人の設立の認証申請(NPO・多文化共生推進課) 4
- 同 4
- 予防接種業務を行う医師(保健予防課) 5
- 都市計画火葬場の変更に係る縦覧(都市計画課) 6

人事委員会公告

- 平成25年度群馬県職員採用I類試験(大学卒業程度)等の実施 6

■ 告 示

◎群馬県告示第195号

個人の県民税に係る控除対象寄附金等の指定の告示（平成20年群馬県告示第479号）の一部を次のように改正する。

平成25年4月30日

群馬県知事 大澤 正 明

1の項の表条例第37条の3第1項第8号に掲げる寄附金の部前橋市の項中

「	学校法人大出学園に対する寄附金	を	「	学校法人大出学園に対する寄附金	」	に改
」	学校法人華頂学園に対する寄附金					

め、同部高崎市の項中

「	学校法人清水学園に対する寄附金	を	「	学校法人清水学園に対する寄附金	」	に、
」	学校法人神愛学園に対する寄附金					

「	学校法人フランシスコ学園に対する寄附金	を	「	学校法人フランシスコ学園に対する寄附金	」	に改
」	学校法人堀越学園に対する寄附金					

め、2の項の表高崎市の項中

「	特定非営利活動法人じゃんけんぼん	平成24年8月17日から平成29年8月16日まで	を
---	------------------	--------------------------	---

「	特定非営利活動法人じゃんけんぼん	平成24年8月17日から平成29年8月16日まで	に改める。
」	特定非営利活動法人BallietNoah	平成25年5月1日から平成30年4月30日まで	

◎群馬県告示第196号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年4月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甘楽郡南牧村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、南牧村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。

◎群馬県告示第197号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

平成25年4月30日

群馬県知事 大澤 正 明

1 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甘楽郡南牧村(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 水源の涵養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甘楽郡南牧村(国有林。次の図に示す部分に限る。)、南牧村(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

南牧村(次の図に示す部分に限る。)

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

3 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 甘楽郡南牧村(次の図に示す部分に限る。)

(2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を群馬県環境森林部森林保全課及び南牧村役場に備え置いて縦覧に供する。

■ 公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成25年4月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成25年4月8日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人A g r i F i r m J a p a n
- 3 代表者の氏名 新井利昌
- 4 主たる事務所の所在地 高崎市吉井町岩崎329番地
- 5 定款に記載された目的 当法人は、知的精神障害者等に対する生活支援及び就労支援を行うことにより、障害者の自立に関わる必要な環境を整え、また、高齢者に対する在宅福祉サービスを行うことにより、地域高齢者介護の充実を図り、もって社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定による特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により、次のとおり公告する。

なお、同項の規定により、申請のあった日から2月間、同項に規定する定款等の書類を群馬県生活文化スポーツ部NPO・多文化共生推進課において縦覧に供する。

平成25年4月30日

群馬県知事 大澤 正 明

- 1 申請のあった年月日 平成25年4月10日
- 2 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ぶねうま群馬
- 3 代表者の氏名 岩崎清隆
- 4 主たる事務所の所在地 前橋市元総社町152番15
- 5 定款に記載された目的 この法人は、障害者の地域活動の援助、発達障害の研究・研修事業、福祉および社会的理解の向上に寄与することを目的とする。

予防接種法(昭和23年法律第68号)第3条第1項又は第6条第1項若しくは第3項の規定により行う予防接種については、次の表に掲げる医師が同表に掲げる場所で当該業務を行うので、予防接種法施行令(昭和23年政令第197号)第4条第1項の規定により公告する。

平成25年4月30日

群馬県知事 大澤 正 明

県内全市町村長の実施する予防接種業務を行う医師

医師名	医療機関名	所在地
津久井 知道	医療法人社団三思会逢源堂醫院	前橋市表町2-30-8
山崎 哲	医療法人社団三思会逢源堂醫院	前橋市表町2-30-8
遠藤 彰	医療法人社団田貫会高瀬クリニック	高崎市南大類町885-2
佐々木 章史	医療法人社団田貫会高瀬クリニック	高崎市南大類町885-2
掘田 恭子	医療法人社団日高会日高リハビリテーション病院	高崎市吉井町真庭2204
山田 優香	医療法人社団日高会日高リハビリテーション病院	高崎市吉井町真庭2204
小野 哲	高崎ペインクリニック	高崎市柴崎町1497
酒井 英明	黒沢病院附属ヘルスパーククリニック	高崎市矢中町188
桜井 正	群馬リウマチクリニック	高崎市井野町1040
岡田 慶一	駒井病院	高崎市矢島町449-2
横山 廣典	昭和病院	高崎市綿貫町1341
岡野 孝雄	新生会診療所	高崎市中室田町2252
小林 義夫	新生会診療所	高崎市中室田町2252
佐々木 弘文	新生会診療所	高崎市中室田町2252
中曾根 豊	新生会診療所	高崎市中室田町2252
山口 晴保	新生会診療所	高崎市中室田町2252
菅原 里恵	みさと診療所	高崎市箕郷町上芝628-1
村田 智行	みさと診療所	高崎市箕郷町上芝628-1
久保 さや佳	ヒロ循環器科胃腸科クリニック	高崎市吉井町長根1816
牧元 忠之	吉井中央診療所	高崎市吉井町吉井415-1
茂木 克彦	吉村内科医院	高崎市相生町5
萩原 靖崇	医療法人刀陽会綿貫病院	高崎市喜多町50
石橋 敬一郎	医療法人社団全仁会高木病院	桐生市相生町5-754

馬場 裕之	医療法人社団全仁会高木病院	桐生市相生町5-754
正田 健	正田医院	太田市南矢島町726-3
矢部 敬之	医療法人信愛会本多病院	安中市鷲宮205-1
池谷 俊郎	医療法人社団東郷会恵愛堂病院	みどり市大間々町大間々504-6
清水 昌宏	医療法人社団東郷会恵愛堂病院	みどり市大間々町大間々504-6
山田 英二郎	医療法人社団東郷会恵愛堂病院	みどり市大間々町大間々504-6
佐藤 泰史	医療法人三世会加藤医院	邑楽郡邑楽町光善寺275-2

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、高崎都市計画火葬場の変更の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により次のとおり公衆の縦覧に供する。

平成25年4月30日

群馬県知事 大澤 正明

- 1 都市計画の種類及び名称 高崎都市計画火葬場 高崎市宮火葬場
- 2 都市計画の変更年月日 平成25年4月15日
- 3 縦覧場所 群馬県県土整備部都市計画課及び高崎市都市整備部都市計画課

■ 人事委員会公告

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第18条第1項の規定により、平成25年度群馬県職員採用I類試験(大学卒業程度)及びII類試験(短期大学卒業程度)を次のとおり行います。

平成25年4月30日

群馬県人事委員会委員長 福島 江美子

- 1 試験区分及び採用予定人員
 - (1) I類試験 行政事務(68名程度)、森林(4名程度)、農業(11名程度)、水産(1名程度)、化学(3名程度)、電気(1名程度)、機械(3名程度)、建築(2名程度)及び総合土木(16名程度)
 - (2) II類試験 警察事務(5名程度)及び学校事務(16名程度)
- 2 職務内容
 - (1) I類試験 行政事務は、知事部局、企業局、病院局、各種委員会事務局等に勤務し、一般行政事務に従事します。行政事務以外の試験区分の職種は、知事部局、企業局等に勤務し、それぞれの試験区分に応じた専門的業務に従事します。
 - (2) II類試験 警察事務は、警察本部又は警察署に勤務し、警察事務に従事します。学校事務は、県立学校又は市町村立の小・中・特別支援学校等に勤務し、学校事務(学校図書館事務を含む。)に従事します。
- 3 受験資格
 - (1) 年齢等

ア I類試験は、次のいずれかの条件を満たす人

(ア) 昭和59年4月2日から平成4年4月1日までに生まれた人

(イ) 平成4年4月2日以降に生まれた人で、次のいずれかに該当する人

a 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した人又は平成26年3月31日までに卒業する見込みの人

b 群馬県人事委員会がaに掲げる人と同等の資格があると認める人

イ II類試験は、昭和61年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人

(2) 次のいずれかに該当する人は、受験できません。

ア 日本の国籍を有しない人

イ 地方公務員法第16条に該当する人

(ア) 成年被後見人又は被保佐人

(イ) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

(ウ) 群馬県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

(エ) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

4 試験日及び場所

(1) 第1次試験 平成25年6月30日（日）

群馬県庁（前橋市大手町一丁目1番1号）

群馬県立前橋高等学校（前橋市下沖町321番地の1）

群馬県立前橋女子高等学校（前橋市紅雲町二丁目19番1号）

群馬県総合交通センター（前橋市元総社町80番地の4）

(2) 第2次試験

ア I類試験 平成25年7月下旬から同年8月上旬までの間に群馬県庁で実施の予定（第1次試験の合格通知書で通知します。）

イ II類試験 平成25年7月下旬から同年8月上旬までの間に群馬県庁で実施の予定（第1次試験の合格通知書で通知します。）

(3) 第3次試験 I類試験のみ実施。平成25年8月下旬から同年9月上旬までの間に群馬県庁で実施の予定（第2次試験の合格通知書で通知します。）

5 試験種目

(1) 第1次試験

ア 教養試験（択一式）

イ 専門試験（択一式。II類試験では、実施しません。）

(2) 第2次試験

ア I類試験

(ア) 人物試験

(イ) 論文試験（論文試験の採点は、第3次試験で行います。）

イ II類試験

(ア) 人物試験

(イ) 論文試験

(3) 第3次試験（I類試験のみ行います。）

人物試験

6 申込手続、受付期間等

(1) 提出書類 申込書

(2) 申込書の配布場所

ア 群馬県人事委員会事務局（県庁26階）、県民センター（県庁2階）、県の各行政事務所及び各行政県税事務所、群馬県東京事務所（東京都千代田区平河町二丁目6番3号都道府県会館8階）並びにぐんま総合情報センター（東京都中央区銀座五丁目13番19号デュープレックス銀座タワー5/13）で配布します。

イ 郵送で試験案内を請求する場合は、表に赤で「Ⅰ類試験案内請求」又は「Ⅱ類試験案内請求」と書いた封筒に、宛先を明記した角形2号の返信用封筒（A4判が入る大きさで、140円分の切手を貼ったもの）を同封して、群馬県人事委員会事務局まで請求してください。

(3) 申込手続

ア インターネットによる場合 職員採用情報ホームページ（<http://www.pref.gunma.jp/saiyou/>）にアクセスして、「インターネット申込（電子申請）」をクリックし、内容をよく読んで申し込んでください。

イ 郵送による場合 申込書及び受験票に必要な事項を記入し、受験票に50円切手を貼り、群馬県人事委員会事務局に郵送してください。

郵送の方法は、簡易書留とし、封筒の表に赤で「Ⅰ類試験〇〇申込」又は「Ⅱ類試験〇〇申込」（〇〇には、行政事務、警察事務などの試験区分を記入）と書いてください。

(4) 受付期間

ア インターネットによる場合 受付期間は、平成25年5月13日（月）から同月27日（月）23時59分までです。当該受付期間内にぐんま電子申請受付サービスのサーバが受信したものに限り受け付けます。

イ 郵送による場合 受付期間は、平成25年5月13日（月）から同月28日（火）までです。同日までの消印のあるものに限り受け付けます。

ウ 期限経過後の申込みは、一切受け付けません。

(5) 受験票の送付

ア インターネットによる場合 ぐんま電子申請受付サービスにより平成25年6月14日（金）頃受験票を発行します。同月21日（金）頃までにダウンロードできない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）に問い合わせてください。

イ 郵送による場合 平成25年6月14日（金）頃受験票を郵送します。同月21日（金）までに届かない場合は、群馬県人事委員会事務局任用係（電話027-226-2744）に問い合わせてください。

7 合格から採用まで

(1) 合格者は、合格決定日に採用候補者名簿に登載され、任命権者からの請求に応じて、成績順に提示された人の中から採用者が決定されます。

(2) 採用候補者名簿の有効期間は、1年間です。

(3) 採用は、平成26年4月1日の予定です。

8 給与（行政職給料表の適用者の場合）

(1) Ⅰ類試験に合格して採用された人の現行給料月額は、177,300円です。なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

(2) Ⅱ類試験に合格して採用された人の現行給料月額は、大学卒業者にあつては173,900円、短期大学卒業者にあつては157,200円です。なお、このほか、地域手当、扶養手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等の諸手当があります。

- 9 その他 申込書提出後は、試験区分の変更はできません。また、同一日に第一次試験を実施する他の試験区分との重複申込みはできません。

毎週火、金曜日発行

発行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111
